

# なまこ漁業・あわび漁業許認可方針（瀬戸内海海区）

令和2年11月26日制定

令和6年7月26日（最終改正）

本県瀬戸内海海区におけるなまこ漁業及びあわび漁業の許可並びに起業の認可の基準を以下のとおり定める。

## 第1章 制限措置

### （漁業種類、操業区域、漁業時期）

- 第1 各地区的漁業種類、操業区域並びに漁業時期は、原則として別表各欄の範囲内とする。
- 2 協定等により、操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意があった場合においても、別表の操業区域欄のただし書きにある「共同漁業権の区域を除く」旨の規定は削除しない。

### （許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数等の上限）

- 第2 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数等の上限は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

## 第2章 許可等の条件

### （許可に付する条件）

- 第3 当該漁業の許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない」旨の条件を付する。

## 第3章 優先順位等

### （許認可の優先順位）

- 第4 当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者のうち、次の順序による。

- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であって、次のア、イに該当する者  
ア 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き 従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。  
イ 単独経営から共同して当該漁業を営もうとする既存許可者、若しくは共同経営者を変更して当該漁業を営もうとする既存許可者。ただし、新たに経営に参加する者は個人に限り、既存許可者が漁協に所属している場合は、新たに経営に参画する者も同じ漁協に所属している者に限る。
- (2) 優先順位2位 県内に住所を有する個人であって、知事の許可を要しない方法によりなまこ若しくはあわびをとることを目的とする漁業を営んでいる漁業者又はその漁業に従事している者。
- (3) 優先順位3位 前各号以外の者。

### （許可の有効期間）

- 第5 漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第15条第2項に基づき同条第1項第1号に規定する期間より短い期間とする。

### （教示事項）

- 第6 次のとおり教示事項を付する。

- (1) 操業区域の地域における自主規制等を遵守し、他の漁業に支障を及ぼしてはならない。  
(2) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3

箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(附則)

- 1 この方針は、兵庫県漁業調整規則（令和2年規則第48号）の施行の日（令和2年12月1日）から適用する。
- 2 令和3年9月10日 一部改正（別表漁業種類改正、地区9 由良町C 操業区域変更、地区11 岩見 追加）
- 3 令和6年7月26日 一部改正（別表1 及び2 地区11 岩見 操業区域表記変更）

別表1 なまこ漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期
1 兵庫	なまこ漁業 又は 機船なまこ漁業	神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	11月1日から 翌年4月30日まで
2 神戸	同上	神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	11月1日から 翌年4月30日まで
3 伊保	同上	明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。	11月1日から 翌年4月30日まで
4 大塩町、 的形	同上	高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。	11月1日から 翌年4月30日まで
5 姫路市八木、 白浜、中部、 網干	同上	姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。	11月1日から 翌年4月30日まで
6 家島町	同上	加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	11月1日から 翌年4月30日まで
7 由良町A	同上	洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	11月1日から 翌年4月30日まで
8 由良町B	同上	明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。	11月1日から 翌年4月30日まで
9 由良町C	同上	尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。	11月1日から 翌年4月30日まで
10 岩屋	同上	淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	11月1日から 翌年4月30日まで
11 岩見	同上	共第61-1号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域	11月1日から 翌年4月30日まで

※「機船なまこ漁業」とは船舶を使用するなまこ漁業をいう。

別表2 あわび漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期
1 兵庫	あわび漁業 又は 機船あわび漁業	神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月1日から 12月31日まで
2 神戸	同上	神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月1日から 12月31日まで
3 伊保	同上	明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。	1月1日から 12月31日まで
4 大塩町、 的形	同上	高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。	1月1日から 12月31日まで
5 姫路市八木、 白浜、中部、 網干	同上	姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。	1月1日から 12月31日まで
6 家島町	同上	加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月1日から 12月31日まで
7 由良町A	同上	洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月1日から 12月31日まで
8 由良町B	同上	明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。	1月1日から 12月31日まで
9 由良町C	同上	尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。	1月1日から 12月31日まで
10 岩屋	同上	淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月1日から 12月31日まで
11 岩見	同上	共第61-1号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域	1月1日から 12月31日まで

※「機船あわび漁業」とは船舶を使用するあわび漁業をいう。